

沖

保安だより

縄

No.119 R 7. 1

那覇産業保安監督事務所

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎1号館4F

(TEL098-866-6474)

今年もよろしく願いいたします

鉱山で働く皆様にとって本年も無災害操業が続き、安心・安全のより良い年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。

《那覇産業保安監督事務所長 年頭挨拶》

経済産業省 那覇産業保安監督事務所長 **長 嶺 光 男**

令和7年を迎え、関係各位に対しまして謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素から、経済産業省の産業保安行政に対する格別の御高配を頂き、厚く御礼申し上げます。

昨年は、年始の能登半島地震を始めとして、台風や豪雨など、多くの予期せぬ自然災害が発生した一年でした。管内においても、台湾地震に伴う津波警報や南海トラフ地震臨時情報の発表、さらには本島北部地域で記録的豪雨による被害が発生したこともあり、「災害は対岸の火事ではない」と改めて気を引き締め直す年となりました。被災された方々に、改めて心よりお見舞いを申し上げます。また、明るい話題としては、パリ・オリンピックでの日本勢のメダルラッシュや大谷選手の活躍など、明るいニュースもありました。さらに本年4月には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした「2025

年大阪・関西万博」が開幕されます。国内外から多くの来場者が見込まれており、大阪のみならず、日本全体が活気に包まれることを期待されているところです。

こうした中、全国における鉱山保安災害に目を向けますと報告対象となった鉱山災害が21件発生し、罹災者数は11名（死亡者ゼロ）が発生しました（令和6年10月末現在）。令和5年同期との比較では、災害発生件数が7件の減少、罹災者数も11名の大幅な減少となりました。

一方、沖縄管内では、令和5年に「工具のため」による災害が1件発生しましたが、令和6年においては災害0件となりました。これもひとえに管内鉱山事業者各位の御努力があつてのことと認識しております。令和7年におきましても引き続き「ゼロ災害」を目標に、日々の保安活動や「鉱山マネジメントシステム」の導入など、新たな気持ちにて、目標達成に向けた取組がなされることを期待しております。

最後に、鉱山事業は社会の基礎資材を供給する重要な産業であります。また、安定供給のために保安の確保は欠かせません。那覇産業保安監督事務所といたしましては、各鉱山における保安確保の強化は元より、人材の確保や育成に向けて尽力して参りますので引き続き御理解と御協力を御願いいたします。

本年も、皆様の益々の御発展と御安全を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

ご安全に！



《鉦山保安研修「災害事例検討会」が開催されました》

毎年開催しています当事務所主催の研修を今年度も開催しました。内容は昨年度と同様に、鉦山保安研修「災害事例検討会」として実施しました。

石垣会場（11月5日）、宮古島会場（11月6日）及び本島会場（12月2日）、の3会場で実施し、総計45鉦山、61名の方々のご参加をいただきました。

研修は、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターの土屋幸一氏が講師となり、災害事例検討とリスクアセスメントの考え方について、各グループで討議を行い、グループの代表者が討議結果の発表を行いました。

研修後のアンケート結果では、「来年度も同様な研修を実施してほしい」、「大変役に立った」などの意見が寄せられ、各会場とも総体的に高評価でした。実際に研修に参加した皆様におかれましては、その場だけで終わらせるのではなく、研修に参加できなかった同僚等に展開するなど、是非とも職場で実践し保安活動のレベルを上げていただきたいと願うところです。

研修風景



11月5日（火）石垣会場の様子



11月6日（水）宮古島会場の様子



12月2日(月)本島会場の様子

《管内概況について》

- ・稼行鉱山数（令和6年12月末現在） 注：（ ）内は令和5年12月末現在。

非金属	石灰石	天然ガス	計
1（1）	78（78）	3（4）	82（83）

- ・災害発生状況（災害月報の集計に基づく）

管内の過去10年の石灰石鉱山の災害発生状況は、以下のとおりです。

なお、非金属鉱山及び天然ガス鉱山については災害の発生はありません。

平成27年	：罹災者なし	1件（発破又は火薬類）
平成28年	：重傷災害	1件（岩盤の崩壊）
平成29年	：重傷災害	1件（取扱中の器材・鉱物）
	罹災者なし	1件（発破又は火薬類（転石））
平成30年	：重傷災害	1件（その他）
	軽傷災害	1件（取扱中の器材・鉱物）
令和元年	：重傷災害	1件（墜落）
令和2年	：罹災者なし	1件（火災）
	：重傷災害	1件（墜落）
令和3年	：重傷災害	1件（取扱中の器材・鉱物）
令和4年	：罹災者なし	1件（火災）
令和5年	：軽傷災害	1件（工具のため）
令和6年	：災害なし	

《災害・事故発生時の連絡先・報告事項について》

鉱山において、災害・事故又は鉱害が発生した場合は、下記により直ちに連絡をしてください。

※震度５弱以上の地震が発生した場合には、被害情報把握のため、被害の有無にかかわらず連絡を、また、台風時には被害等があったときには直ちに（速やかに）報告をお願いします。

- １． 平日（月～金曜日）の勤務時間内（８：３０～１７：１５）

那覇産業保安監督事務所 保安監督課

TEL ０９８－８６６－６４７４

FAX ０９８－８６０－１３７６

- ２． 勤務時間外及び休日等（上記１．で連絡が取れない場合及び土、日曜日、祝日）

連絡順位 １	保安監督課 鉱務監督官 玉城 暁（たましろ あきら） 090-9568-4001（携帯）
連絡順位 ２	保安監督課長 大城 敦史（おおしろ あつし） 080-5471-7285（携帯）

（注）順位１に連絡が取れない場合は、順位２へと連絡して下さい。

- ３． 災害・事故発生後に報告する事項

災害・事故発生時には速やかにご連絡をください。不明な点があっても、まずは判明している事項を電話とFAXで報告すると共に、現場保存（災害の原因となったものや周辺のことを、動かしたり片づけたりしないこと）に努めてください。

<報告事項>

- １． 鉱山名（鉱業権者名）
 - ２． 連絡者の氏名、今後確実に連絡の取れる電話番号
 - ３． 災害・事故の発生日、時間
 - ４． 災害・事故の発生箇所
 - ５． 災害・事故の状況（罹災者の有無、人数、罹災の程度）
 - ６． 警察（消防）対応の有無
 - ７． マスコミ対応の有無
- （以下は、災者がいる場合）
- ８． 罹災者数、罹災者氏名、年齢、職種、直轄・請負の別
 - ９． 罹災の程度（死亡、重傷、軽傷）
 - １０． 罹災部位、その状況
 - １１． 入院した病院名

《お知らせ》

○災害月報について

鉱山保安法第41条第2項及び鉱山保安法施行規則第46条第2項に基づく災害月報は、当月分を翌月末までに監督事務所に提出することになっています。法律に定められている行為であり、罰則もありますので遅れないよう提出してください。なお、2020年2月1日より、保安ネットを利用した電子届出の受付を開始しています。鉱山保安法では、災害月報が対象となりますので、毎月の災害月報の提出については保安ネットもご利用ください。

なお、紙申請の場合は、従来通り記載をお願いします。

○鉱山保安法令等ホームページについて

【鉱山の安全HP（経済産業省本省）】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mina/2017_newpage/index.html

鉱業労働災害防止に関する施策ツールや法令等が掲載されていますので、鉱業権者、保安統括者及び関係者は、ご覧いただきますようお願いします。

【那覇産業保安監督事務所HP】

<https://www.safety-naha.meti.go.jp>

鉱山保安に関する情報については、当事務所のホームページでもお知らせしています。ホームページには他の産業保安情報（電気・ガス・火薬等）も掲載しておりますのでご覧下さい。

また、鉱山の届出様式集（作業監督者選任等）も掲載していますので御活用ください。